

令和元年度
伊予市自治基本条例
検証結果報告書

令和元年12月23日（月）

伊予市参画協働推進委員会

1 はじめに

本市は、地方分権が進展する中、自己責任と自己決定に基づく自治体運営を進めるため、平成22年1月1日「伊予市自治基本条例」を施行し、この条例の趣旨や理念の基、住民自治の推進や市民の参画と協働を促すための取り組みを行っております。

さて、伊予市自治基本条例第28条第1項では、「施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項が、本市にふさわしく、社会情勢に適応しているか検討するものとする。」と規定されており、本年が施行日から10年の経過となる、この条例の見直しの時期にあたっております。

今回、市長より令和元年7月18日付け伊（総市）第28号で見直しについての諮問を受けたことから、この条例の調査協議機関である本委員会において検証を行うことになりました。

2 自治基本条例に関する検証

(1) 検証の方法

条例の検証にあたっては、次の項目を基に判断を行いました。

- 1 社会情勢への適応状況
- 2 本市における各条項の運用状況
- 3 近年見直しの検証を行った他の自治体の改正状況

(2) 検証結果

本条例は平成22年1月1日施行から10年が経過しておりますが、条例の見直しを要するまでの大きな社会情勢の変化はみられず、本市の取り組みも概ね実施中で、今後も継続すべき内容となっており、また、他の自治体の改正状況についても大きな変更が見られないことから、今回、本条例の見直しは必要ないものと判断いたします。

なお、各条項の検証経緯については「令和元年度伊予市自治基本条例見直し（点検）資料」を御確認ください。

(3) 附帯意見

今回の検証を行う中で、委員から次の意見がありましたので、今後、必要な措置が講じられることを求めます。

1. 自治基本条例について

伊予市自治基本条例は、本市の自治に関する最高規範として位置付けら

れ、この条例に基づき市政運営が行われております。

しかしながら、平成30年度において、市民意識の把握を目的に実施された「市民満足度調査」では、この条例の認知度が非常に低い結果となっております。

今後は、この条例が浸透していくよう、市民への周知に努めていただくことを求めます。

2. 条例の運用状況について

① 危機管理について

近年多発する自然災害や将来高い確率で発生が予想される南海トラフ大地震など、自然災害に対する脅威が高まっています。

本市では、防災訓練や地区自主防災会への参加など、住民自らが災害に対し様々な取り組みを行っております。今後は、これまでの取り組みと合わせ、「自然災害は繰り返す」という歴史的事実から、本市の災害史を行政として検証・周知し、市民が過去の災害に学び、教訓を生かした活動ができるよう求めます。

② 住民自治組織の形成について

少子高齢化、人口減少が進行する本市において、地域課題の解決に取り組む住民自治組織の重要性が増しておりますが、現在、組織の設立が進んでおりません。

今後も、より一層、制度の周知と支援の充実が図られることを求めます。

③ 参画と協働の充実について

平成30年度伊予市自治基本条例の施行状況を確認したところ、本条例の趣旨に基づき市政各般にわたり取り組みが行われており、概ね良好に運用されていることを確認いたしました。

しかしながら、同年度に実施された『市民満足度調査』、参画協働推進都市の創造-「市民が主役のまちづくり」の設問においては、その重要性が高く認識されている一方、市民満足度が低い結果となっております。

今後も、市民の市政への参画と協働が推進され、市民がまちづくりの主役であると実感できる、より充実した市政運営が行われることを求めます。

3 おわりに

今回、伊予市自治基本条例について検証を行い、本条例の見直しは必要なしとの結論に至りましたが、この条例が本市に適合したものであるためには、日頃から社会情勢や市民ニーズの変化に注意し、見直しの必要性がないか、常に確認することが求められます。

本市においては、人口減少や少子高齢化など、厳しい状況が続くと予想されておりますが、今後も、参画と協働による市民が主役のまちづくりの実現に向け、この条例が広く市民に浸透していくことを希望いたします。

伊予市参画協働推進委員会 委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属団体
委員長	武内 英治	株式会社まちづくり郡中
副委員長	橘 慶子	伊予市農山漁村男女共同参画社会づくり推進協議会
	笹本 治久	伊予市広報区長協議会
	梶原 辰規	住民自治されだに
	小西 千鶴子	まちづくり学校双海人
	相田 春代	NPO 法人はるうらら
	山内 裕美	伊予市移住サポートセンターいよりん
	岡崎 晃	公募市民

(任期：令和元年7月18日～令和3年3月31日)

令和元年度
伊予市自治基本条例
見直し（点検）資料

令和元年11月22日（金）
伊予市参画協働推進委員会

目次

前文	1
第1章 総則	
第1条 (目的)	1
第2条 (最高規範性)	2
第3条 (定義)	2
第4条 (自治の基本理念)	3
第2章 市民の権利並びに市民、市議会及び執行機関の責務	
第5条 (市民の権利)	4
第6条 (市民の責務)	5
第7条 (市議会の権能と責務)	5
第8条 (市議会議員の責務)	6
第9条 (市長の責務)	7
第10条 (市長を除く執行機関の責務)	7
第11条 (市職員の責務)	8
第3章 市政運営の原則	
第12条 (総合計画)	8
第13条 (財政運営)	9
第14条 (行政評価)	10
第15条 (個人情報保護)	10
第16条 (説明責任)	11
第17条 (外郭団体)	11
第18条 (意見等への対応)	12
第19条 (危機管理)	13
第4章 参画と協働の原則	
第20条 (参画と協働)	14
第21条 (意見公募手続制度)	14
第22条 (審議会等の運営)	15
第23条 (住民投票)	16
第5章 住民自治	
第24条 (住民自治組織)	16
第25条 (協働推進拠点)	17
第6章 推進体制	
第26条 (参画協働推進委員会)	18
第7章 その他	
第27条 (国及び他の地方公共団体との関係)	19
第28条 (情勢への適応)	19

【 前文 】

私たちのまちは、平成17年4月1日に伊予市、中山町、双海町の1市2町が合併して、愛媛県の旧国名「伊予」という美しい郷土の名称を受け継いだ新しい「伊予市」として誕生しました。

愛媛県のほぼ中央に位置し、四国山地の緑豊かな山々とおだやかで美しい瀬戸内海に面した好条件の下、古くから開けたこの地域は、先人の英知と努力によって豊かな自然が守られ、政治、経済、文化の要所として発展してきました。

今、私たちには、恵まれた自然環境と歴史、文化を継承、発展させ、すべての市民が安心して快適に生活できるよう自治体のあり方を見直し、市民、市議会及び執行機関が協働して、時代に即した地域社会を形成することが求められています。

そして、少子高齢化が進展し生活環境が激変する中、市民一人ひとりが、これまで以上に自治の主体としての責務を自覚し、「自らの地域は自らの手で築き上げる」という意思と責任を明確にするとともに、市民自らが考え、共に助け合い、行動する住民自治のまちづくりを推進していかなければなりません。

ここに、伊予市の目指す住民自治の理念や基本的な仕組みを明らかにし、参画と協働のまちづくりを進めるためにこの条例を制定します。

内 容	条例制定の背景や趣旨
情勢の変化	—
市の取組	—
他市改正状況	—
(点検報告)	条例制定にいたる背景や趣旨(自治の基本理念、まちづくりの方向性、将来の展望等)を明らかにするために規定しているものであるため、情勢の変化等による影響はない。
改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="checkbox"/> 改正を要する規定等 <input type="checkbox"/> 理由・意見

第1章 総則

【 目的 】

第1条 この条例は、伊予市の自治の基本理念及び基本原則を定めることにより、自治の進展を図り、将来にわたって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを目的とする。

内 容	この条例が目指す目的
情勢の変化	—
市の取組	—
他市改正状況	—
(点検報告)	本市の自治を確立するために、この条例が果たす目的を規定したものであるため、情勢の変化等による影響はない。
改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="text" value="改正を要する規定等"/> <input type="text" value="理由・意見"/>

【 最高規範性 】

第2条 この条例は、自治の基本的事項について伊予市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。	
内 容	本市が定める例規の最高規範としての位置付け
情勢の変化	—
市の取組	—
他市改正状況	—
(点検報告)	本市の自治を推進する上で、本市の条例の中における位置付けを規定したものであるため、情勢の変化等による影響はない。
改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="text" value="改正を要する規定等"/> <input type="text" value="理由・意見"/>

【 定義 】

第3条 この条例における用語の意義は、次に定めるとおりとする。	
用語	左記用語の意義
市民	市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に通学する者、市内で事業を営むもの、市内で活動するもの。
執行機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

参画	市民が、行政施策の立案、実施及び評価までの過程に主体的に参加すること。
協働	市民、市議会及び執行機関が、共通の目的を実現するため、互いの自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し協力すること。
内 容	「市民」、「執行機関」、「参画」及び「協働」の用語の定義
情勢の変化	—
市の取組	—
他市改正状況	—
(点検報告)	この条例において、特に共通の認識を持つことが必要な用語について定義したものであるため、情勢の変化等による影響はない。
改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="checkbox"/> 改正を要する規定等 <input type="checkbox"/> 理由・意見

【 自治の基本理念 】

第4条 前文及び第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げることを本市の自治の基本理念とする。 (1) 市民一人ひとりが手を取り合い、市民及び地域が自らの役割と責任のもと、地域の課題の解決に取り組み、地域の活性化に努めること。 (2) 多様な地域特性を生かした、持続可能なまちづくりに努めること。 (3) 市民、市議会及び執行機関が、相互に補完しながら協働して市政を進めること。 (4) 情報共有と市民の参画により、積極的に行政改革に努めること。	
内 容	目的達成のための自治の基本理念
情勢の変化	—
市の取組	—
他市改正状況	—
(点検報告)	自治の担い手である市民、市議会及び執行機関が進める自治の基本的な考え方や方向性について規定したものであるため、情勢の変化等による影響はない。
改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="checkbox"/> 改正を要する規定等

	理由・意見
--	-------

第2章 市民の権利並びに市民、市議会及び執行機関の責務

【市民の権利】

<p>第5条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。</p> <p>2 市民は、執行機関が実施するまちづくりの政策形成過程へ参画する権利を有する。</p> <p>3 市民は、執行機関及び市議会に対し情報を求める権利を有する。</p> <p>4 市民は、市政に関し意見を表明し、又は提案する権利を有する。</p> <p>5 市民は、執行機関が行う公共サービスを平等に受ける権利を有する。</p>	
内 容	基本的な市民の権利
情勢の変化	—
市の取組	—
他市改正状況	—
(点検報告)	<p>本市の自治を推進するため、自治の主体である市民が自治を推進していく上で必要と考えられる基本的な権利を規定したものであるため、情勢の変化等による影響はない。</p> <p>なお、他市においては、次代の社会を担う子どもの権利について本条から分けて制定している例がある。(厚木市等)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(子どもの権利、責務等)</p> <p>第8条 子ども(18歳未満の市民をいう。以下同じ。)は、市民の権利を有するとともに、次代の社会の担い手として健やかに成長できるよう、次に掲げる権利を有する。</p> <p>(1) 生きる権利</p> <p>(2) 育つ権利</p> <p>(3) 守られる権利</p> <p>2 子どもは、その年齢に応じた市民の責務を負う。</p> <p>3 市民、議会及び市長等は、子どもの成長過程における保護及び支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。</p> </div>

改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="text" value="改正を要する規定等"/> <input type="text" value="理由・意見"/>
------------	---

【 市民の責務 】

<p>第6条 市民は、自治の主体であることを認識し、その発言と行動に責任をもち、市政に積極的に参画することにより、自らまちづくりに取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、市政に関する認識を深め、執行機関と協働することにより、地域社会の発展に寄与するよう努めなければならない。</p>	
内 容	基本的な市民の責務
情勢の変化	—
市の取組	—
他市改正状況	—
(点検報告)	<p>本市の自治を推進するため、自治の主体である市民が果たすべき基本的な責任、義務及び役割について規定したものであるため、情勢の変化等による影響はない。</p> <p>なお、他市においては、次代の社会を担う子どもについて、その責務について本条から分けて制定している例がある。</p> <p>※参考の表は第5条に記載</p>
改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="text" value="改正を要する規定等"/> <input type="text" value="理由・意見"/>

(語句説明) 責務・・・責任と義務。また、果たさなければならない務め。

【 市議会の権能と責務 】

<p>第7条 市議会は、市の議決機関として、広範な意見の聴取に努めるとともに、市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めなければならない。</p> <p>2 市議会は、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開か</p>	
---	--

れた議会運営に努める。	
内 容	広範な意見の聴取、市政運営の監視
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P 1 のとおり
他市改正状況	—
(点検報告)	<p>本市の自治の担い手として自治を推進するために必要となる、基本的な市議会の権能と責務を規定したものであるため、情勢の変化等による影響はない。</p> <p>なお、本市議会は平成 29 年に伊予市議会基本条例を制定し、市民が参画しやすい開かれた議会に努めている。</p>
改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="checkbox"/> 改正を要する規定等 <input type="checkbox"/> 理由・意見

(語句説明) 権能・・・ある事柄について権利を主張し、行使できる能力

【 市議会議員の責務 】

第 8 条 市議会議員は、政策の提案及び自治立法に関する活動に努めるとともに、市民の信頼に応え、市民のために誠実に職務を行うよう努めなければならない。	
内 容	政策提案、自治立法に関する活動
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P 1 のとおり
他市改正状況	—
(点検報告)	<p>本市の自治の担い手である議会の構成員として、本市の自治を推進するために必要となる、基本的な市議会議員の責務を規定したものであるため、情勢の変化等による影響はない。</p>
改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="checkbox"/> 改正を要する規定等 <input type="checkbox"/> 理由・意見

【 市長の責務 】

<p>第9条 市長は、市の代表として、この条例に定める自治の基本理念を実現するために必要な市政運営の方針を明らかにし、適正かつ効果的な市政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長は、行政活動の目的と活動内容等の公開により、市民と情報を共有し、透明性の確保に努めなければならない。</p> <p>3 市長は、毎年度、市政運営の状況を市民及び市議会に説明しなければならない。</p> <p>4 市長は、適正な組織管理を遂行するとともに、職員の人材育成を図り、政策形成能力など職員の能力の向上に資するよう努めなければならない。</p>	
内 容	市政運営の方針の明確化、行政活動の目的と活動内容等の公開、市政運営の状況の説明（市民及び市議会）、適正な組織管理の遂行、職員の人材育成
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P1のとおり
他市改正状況	—
(点検報告)	本市の自治の担い手として、自治を推進するために必要となる、基本的な市長の責務を規定するものであるため、情勢の変化等による影響はない。
改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="checkbox"/> 改正を要する規定等 <input type="checkbox"/> 理由・意見

【 市長を除く執行機関の責務 】

<p>第10条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長その他の執行機関と協力して市政の適正な執行に当たらなければならない。</p>	
内 容	市長と同様の責務を負う
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P1のとおり
他市改正状況	—
(点検報告)	本市の自治の担い手として、自治を推進するために必要となる、市長以外の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等）の基本的な責務を規定したものであるため、情勢の変化等による影響はない。

改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="text" value="改正を要する規定等"/> <input type="text" value="理由・意見"/>
------------	---

【市職員の責務】

第11条 市職員は、職務遂行のために必要な知識及び能力の修得とその向上に努め、全体の奉仕者として、誠実に職務を行わなければならない。	
内 容	必要な知識及び能力の向上に努め職務を遂行
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P2のとおり
他市改正状況	—
(点検報告)	本市の自治を推進するために必要となる、基本的な市職員の責務を規定したものであるため、情勢の変化等による影響はない。
改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="text" value="改正を要する規定等"/> <input type="text" value="理由・意見"/>

第3章 市政運営の原則

【総合計画】

第12条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を、自治の基本理念にのっとり策定するものとする。 2 執行機関は、総合計画の進行管理を的確に行うものとする。 3 執行機関は、行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定するものとする。	
内 容	自治の基本理念に基づく総合計画の策定、総合計画の進捗管理の実施、総合計画に基づく行政分野ごとの計画策定
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P2のとおり

他市改正状況	—
(点検報告)	<p>情勢の変化等による影響はない。</p> <p>本市の最上位計画である総合計画については、様々な分野の参画を得て平成28年度から10年間の第2次総合計画を策定した。また、個別計画の策定にあたっては、本計画との整合性を図るとともに、施策項目毎の目標値については進捗管理を行っている。</p>
改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="checkbox"/> 改正を要する規定等 <input type="checkbox"/> 理由・意見

【 財政運営 】

<p>第13条 執行機関は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画に基づき、健全で持続可能な財政運営を行わなければならない。</p> <p>2 執行機関は、市が保有する財産を明らかにし、適正に管理するとともに効果的に活用しなければならない。</p>	
内 容	財政計画に基づく財政運営の実施、保有財産の公開、適正管理及び効果的活用
情勢の変化	人口減少と少子高齢化、景気低迷による財政状況の悪化
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P2のとおり
他市改正状況	—
(点検報告)	<p>情勢の変化による影響はない。</p> <p>本市の最上位計画である総合計画を担保する財政計画については、計画的運用を行うために中長期計画を策定し、適正な資産の管理運用を図るため固定資産台帳を整備している。また、広報誌等で市の財政状況を公開することで、透明性の確保と市民への説明責任を果たすことに努めている。</p>
改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="checkbox"/> 改正を要する規定等 <input type="checkbox"/> 理由・意見

【 行政評価 】

<p>第14条 市は、自ら合理的、客観的かつ成果を重視した行政活動を推進するとともに、住民の視点に立った市政運営の展開及び情報を共有することによる市民参画型の行政の推進を図るため、行政評価を実施するものとする。</p> <p>2 執行機関は、行政評価について、できる限り客観的な手法を用いて実施し、施策の成果及び達成度を明らかにし、評価に基づき施策等を見直し、次年度以降の施策形成や実施に反映させなければならない。</p>	
内 容	行政評価の実施、評価に基づく施策等の見直しの実施
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P2のとおり
他市改正状況	—
(点検報告)	<p>情勢の変化等による影響はない。</p> <p>行財政運営の効率化、説明責任の確保、職員の意識改革等を目的として行政評価を実施し、その過程において外部評価委員会や意見公募手続きを行い、市民参画型の行政運営を実施している。</p> <p>なお、他市委員会意見として、改正には至らないが行政評価の結果を受けた市政運営がおこなわれているか、市民がチェックする仕組みの整備を求める意見がある。</p>
改正の 要否等	<p><input type="checkbox"/>要 <input checked="" type="checkbox"/>不要 <input type="checkbox"/>報告のみ</p> <p><input type="checkbox"/>改正を要する規定等</p> <p><input type="checkbox"/>理由・意見</p>

【 個人情報保護 】

<p>第15条 執行機関は、他の条例の定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、取得した個人情報に関しては、厳重にこれを管理し、原則として本人以外に開示してはならない。</p>	
内 容	個人情報保護条例に基づく個人の権利・利益の保護、個人情報の厳重な管理
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P2・3のとおり
他市改正状況	—

(点検報告)	<p>情勢の変化等による影響はない。</p> <p>行政運営の透明性を確保するために行われる情報公開や情報共有は、その前提として個人情報のみだりに利用されないことがないよう保護されることが条件であり、本市では「伊予市個人情報保護条例」を制定し、その運用状況については毎年1回市HPにて公表している。</p>
改正の 要否等	<p><input type="checkbox"/>要 <input checked="" type="checkbox"/>不要 <input type="checkbox"/>報告のみ</p> <p>改正を要する規定等</p> <p>理由・意見</p>

【 説明責任 】

<p>第16条 執行機関は、政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その経過、内容、効果等について市民にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない。</p>	
内 容	政策に係る経過、内容、効果等の市民への説明責任
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P3のとおり
他市改正状況	—
(点検報告)	<p>市民の知る権利を保障し、市民の参画と協働を推進するうえで前提条件となるものであるため、情勢の変化等による影響はない。</p>
改正の 要否等	<p><input type="checkbox"/>要 <input checked="" type="checkbox"/>不要 <input type="checkbox"/>報告のみ</p> <p>改正を要する規定等</p> <p>理由・意見</p>

【 外郭団体等 】

<p>第17条 執行機関は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる。</p> <p>2 執行機関は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。</p> <p>3 執行機関は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関す</p>	
--	--

<p>る市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べることができる。</p>	
内 容	<p>出資団体への支援及び要請、団体への出資又は業務の委託する場合の、当該団体への情報開示請求、補助事業に係る苦情に対する団体への意見、助言等</p>
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P3のとおり
他市改正状況	—
(点検報告)	<p>情勢の変化等による影響はない。</p> <p>採算性や行政が直接関与できない等の問題から設立される第3セクターについては、市が出資する団体であることから、行政と同じく情報公開や個人情報の保護を求めるとともに、本市においては効率的運営や安定的経営が行われよう第3セクター等経営改革プランによる進行管理を行い、市の出資の目的が達成されるよう必要な措置を図っている。</p>
改正の 要否等	<p><input type="checkbox"/>要 <input checked="" type="checkbox"/>不要 <input type="checkbox"/>報告のみ</p> <p><u>改正を要する規定等</u></p> <p><u>理由・意見</u></p>

【 意見等への対応 】

<p>第18条 執行機関は、市民からの意見、提案について、その内容を十分に確認及び検討し、的確かつ誠実に対応しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、市民からの意見、提案についての的確に対応するために、その手順を定め、適正に処理できる体制を整えなければならない。</p>	
内 容	<p>市民からの意見・提案に対する対応、市民からの意見・提案に対応するための手順及び体制の整備</p>
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P3・4のとおり
他市改正状況	—
(点検報告)	<p>情勢の変化等による影響はない。</p> <p>窓口及び電話以外にも目安箱（ご意見提案箱）や市HP等、様々な方法で市民からの意見や提案を受付ける体制を整備している。また、寄せられた意見等に対しては担当部署で協議し、必要なものは改善</p>

	し、全庁的なものについては情報の共有を図っている。
改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="checkbox"/> 改正を要する規定等 <input type="checkbox"/> 理由・意見

【 危機管理 】

第19条 市は、市民、関係機関及び他の自治体等との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。	
内 容	総合的かつ機動的な危機管理体制の確立
情勢の変化	多発する自然災害と激甚化、多様化・複雑化するリスク
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P4のとおり
他市改正状況	条から章への格上げ、自助・共助の内容追加（熊本市）
(点検報告)	<p>災害協定の提携や広域での防災訓練等による連携を図るほか、各課が業務中において発生が予想される危機について「危機管理マニュアル」を作成し、危機発生時における対応を図っている。</p> <p>なお、市民生活の基盤を脅かす大規模災害発生時においては、公的機関そのものが被災し発災当初は機能不全に陥ることも想定されるため、改めて自助（自分の身は自分で守る）や共助（住民同士の助け合い）といった規定を追加する例もあり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第7章 危機管理 (危機管理)</p> <p>第36条の2 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。</p> <p>2 市長等は、市民及び関係機関との連携、協力及び相互支援のもと、災害等から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するよう、危機管理体制の構築に努めるとともに、災害等の発生時には迅速かつ的確に対応します。</p> <p>3 市民、市議会及び市長等は、協働により災害等からの復旧復興に取り組みます。</p> </div>
改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> 報告のみ <input type="checkbox"/> 改正を要する規定等 <input type="checkbox"/> 理由・意見

	<p>市は、近年の災害の傾向に対応した対策を図るとともに、過去に伊予市で発生した災害について、被害の程度等を検証し広報することで、市民の危機管理意識の向上を図る必要がある。</p> <p>(補足) 伊予市の災害の歴史ならば市民も実感として認識しやすく、災害への備えを促す機会につながることから。</p>
--	---

第4章 参画と協働の原則

【参画と協働】

<p>第20条 市民、市議会及び執行機関は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、参画と協働によるまちづくりに取り組むものとする。</p>	
内 容	参画と協働によるまちづくりの推進
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P4～6のとおり
他市改正状況	—
(点検報告)	本市の自治の進展のために、参画と協働のまちづくりを行うことを規定しているものであるため、情勢の変化等による影響はない。
改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="checkbox"/> 改正を要する規定等 <input type="checkbox"/> 理由・意見

【意見公募手続制度】

<p>第21条 執行機関は、次の各号に掲げる事項のうち市民生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければならない。</p> <p>(1) 総合計画及び各行政分野の基本事項を定める計画の策定、変更又は廃止</p> <p>(2) 市の基本事項を定める条例の制定、改正又は廃止</p> <p>(3) 事務事業の実施状況</p> <p>2 執行機関は、前項の規定により意見を求めるときは、広報紙やホームページ等適切な方法を選択し、市民から提示された意見に対して回答し、これを公表しなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する意見の公募に関する手続その他必要な事項については、別に定める。</p>

内 容	市民生活に重要な影響を及ぼすものについての意見公募の実施、意見公募に当たっての広報紙等での公表、伊予市意見公募手続条例の運用
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P7のとおり
他市改正状況	—
(点検報告)	市の行政上の意思決定において、市民の市政への参画と協働を推進するために必要な意見公募手続制度について規定したものであるため、情勢の変化等による影響はない。
改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="checkbox"/> 改正を要する規定等 <input type="checkbox"/> 理由・意見

【 審議会等の運営 】

<p>第22条 執行機関は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので市が定めるものをいう。）を設置する場合は、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めなければならない。</p> <p>2 執行機関は、審議会等の会議及び会議録を、原則公開しなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する手続その他必要な事項については、別に定める。</p>	
内 容	公募委員の選任、会議及び会議録の公開、伊予市審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する規則の運用
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P7のとおり
他市改正状況	—
(点検報告)	市民の市政への参画を促す公募委員の選任や会議等の公開を求めるものであるため、情勢の変化等による影響はない。また、その運用については「伊予市審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する規則」において定められている。
改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="checkbox"/> 改正を要する規定等 <input type="checkbox"/> 理由・意見

--	--

【 住民投票 】

<p>第23条 市長は、市政運営上の重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に定める。</p>	
内 容	住民投票の実施、住民投票の結果の尊重、住民投票の実施
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P7のとおり
他市改正状況	—
(点検報告)	市民や議会が市政上必要と判断した際に可能となる住民投票についての制度を規定したものであるため、情勢の変化等による影響はない。また、住民投票が実施されない現状においては是非の判断が困難である。
改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="checkbox"/> 改正を要する規定等 <input type="checkbox"/> 理由・意見

第5章 住民自治

【 住民自治祖組織 】

<p>第24条 市は、市民が互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的とした住民自治組織の形成を支援するものとする。この場合において、住民自治組織の福祉、環境、防災、教育などの公共的活動に対し、必要な財政的、人的支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 住民自治組織は、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域の課題に民主的に対応できるよう、その地域の住民のだれもが参加でき、かつ、自発的に組織されなければならない。</p> <p>3 住民自治組織は、その地域の課題に対応するための計画を策定し、公表しなければならない。</p> <p>4 住民自治組織の形成及び運営等に関し必要な事項については、別に定める。</p>	
---	--

内 容	住民自治組織の形成に対する財政的及び人的支援、住民自治組織の定義、住民自治組織による計画策定及びこれの公表、住民自治組織の形成及び運営に関する個別規定の整備
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P7のとおり
他市改正状況	—
(点検報告)	<p>行政と参画協働し、地域での公共的活動を担う組織であり、情勢の変化による影響はない。また、平成30年度には住民自治組織への財政的支援策として「伊予市地域まちづくり支援交付金」制度を創設し継続的な支援につとめている。</p> <p>しかしながら、設立された組織が佐礼谷地区に1組織のみであることから、今後は組織づくりが進まない理由の検証を行いつつ、人口減少と高齢化が進む本市の状況を見据え、住民への啓発活動や組織づくりにおける支援など行っていく必要がある。</p>
改正の 要否等	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="checkbox"/> 改正を要する規定等 <input type="checkbox"/> 理由・意見

【 協働推進拠点 】

<p>第25条 市は、市民、住民自治組織及び執行機関が連携し、協働を推進する拠点として、自治支援センターを設置する。</p> <p>2 自治支援センターは、次の各号に掲げる機能を有する。</p> <p>(1) 住民自治組織の形成を支援する機能</p> <p>(2) 住民自治組織が策定する計画づくりを支援する機能</p> <p>(3) 市民及び住民自治組織が行うまちづくりのための活動を補完する機能</p> <p>(4) 自治に関する情報を提供する機能</p> <p>3 自治支援センターの設置及び運営に関し必要な事項については、別に定める。</p>	
内 容	自治支援センターの設置、自治支援センターの機能、自治支援センターの設置及び運営に関する個別規定の整備
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P8のとおり
他市改正状況	—
(点検報告)	地域の協働を推進する拠点施設のことであるため、情勢の変化によ

	<p>る影響はない。また、伊予、中山、双海の各地区には自治支援センターを設置済みである。</p> <p>しかしながら、利用率が低迷しており、今後は協働の推進と合わせて、自治支援センターの周知を図っていく必要がある。</p>
<p>改正の 要否等</p>	<p><input type="checkbox"/>要 <input checked="" type="checkbox"/>不要 <input type="checkbox"/>報告のみ</p> <p>改正を要する規定等</p> <p>理由・意見</p>

第6章 推進体制

【 参画協働推進委員会 】

<p>第26条 市長は、この条例に定める市民の参画と協働に関する事項を調査協議するため、市長の附属機関として、伊予市参画協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。</p> <p>2 推進委員会は、次に掲げる事項を調査協議し、その結果を市長に報告し、又は意見を建議する。</p> <p>(1) この条例の施行状況及び実態把握に関すること。</p> <p>(2) この条例の見直しに関すること。</p> <p>(3) その他市民の参画と協働の推進に関すること。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>	
内 容	参画協働推進委員会の設置、参画協働推進委員会の役割、委員会の組織及び運営に関する個別規定の整備
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P8のとおり
他市改正状況	—
(点検報告)	<p>参画協働に関する事項を調査協議するための機関であるため、情勢の変化による影響はない。</p> <p>平成29年度に本委員会を設置して以来、条例の施行状況の実態把握や条例の見直し、協働の指針の制定など本委員会の役割を遂行している。</p>
改正の 要否等	<p><input type="checkbox"/>要 <input checked="" type="checkbox"/>不要 <input type="checkbox"/>報告のみ</p> <p>改正を要する規定等</p>

	理由・意見
--	-------

第7章 その他

【 国及び他の地方公共団体との関係 】

<p>第27条 市は、国及び県と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するよう努める。</p> <p>2 市は、他の地方公共団体との共通課題又は広域課題に対応するために、相互に連携し協力するよう努める。</p>	
内 容	国及び県との適切な役割分担、他の地方公共団体との相互連携
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P8のとおり
他市改正状況	—
(点検報告)	<p>情勢の変化等による影響はない。</p> <p>国、県との関係を維持するとともに、松山圏域連携中枢都市圏構想など新たな近隣市町とのネットワーク化を着実に進めているところである。</p>
改正の 要否等	<p><input type="checkbox"/>要 <input checked="" type="checkbox"/>不要 <input type="checkbox"/>報告のみ</p> <p>改正を要する規定等</p> <p>理由・意見</p>

【 情勢への適応 】

<p>第28条 市長は、この条例の理念を踏まえ、条例の施行日から5年を超えない期間ごとに、各条項が、本市にふさわしく、社会情勢に適応したものであるかどうか検討するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により、市の施策について、将来にわたって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	
内 容	条例の5年ごとの見直し、社会情勢に適応した必要な施策の実施
情勢の変化	—
市の取組	別紙「伊予市自治基本条例の施行状況調査資料」P8のとおり

他市改正状況	—
(点検報告)	<p>この条例が社会情勢に適応しているものか検討するための規定であるため、情勢の変化等の影響はない。</p> <p>なお、他市条例では、見直しの期間について明確な年数を設けず、市の基本的な方針の変更時や情勢の変化があった際に見直しを行う例もある。</p>
改正の 要否等	<p><input type="checkbox"/>要 <input checked="" type="checkbox"/>不要 <input type="checkbox"/>報告のみ</p> <p><input type="checkbox"/>改正を要する規定等</p> <p><input type="checkbox"/>理由・意見</p>